

# 基礎・境界ソサイエティ旅費規程

(平成 11 年 5 月 25 日 制定)

(平成 23 年 12 月 14 日 一部改正)

(平成 24 年 12 月 6 日 一部改正)

(平成 27 年 6 月 29 日 一部改正)

(2019 年 4 月 25 日 一部改正)

## 第 1 章 目的

第 1 条 本規程は、基礎・境界ソサイエティ（以下 ESS と称す）、および、NOLTA ソサイエティ（以下 NLS と称す）の各ソサイエティの運営上必要な会議等（以下対象会議等と称す）に各ソサイエティ会員ならびに関係者が出席するために要する旅費に関して、各ソサイエティの原則ならびに必要な手続きを定めるものである。

## 第 2 章 原則

第 2 条 各ソサイエティの運営が各ソサイエティ会員ならびに関係者の善意によることに感謝し、各ソサイエティは対象会議等に出席するために必要な旅費を原則として支給しない。

第 3 条 第 2 条にも関わらず、各ソサイエティ以外から旅費が支給されず、かつ、勤務地かつ居住地から対象会議等の開催地までの時間的・経済的に合理的な交通手段による移動距離が 200km を超える場合、旅費を必要とする本人の申請に基づき、ESS は旅費を支給することができる。

## 第 3 章 対象会議等、申請資格

第 4 条 第 3 条に基づき ESS が旅費を支給できる対象会議等は次のものとする。

1. ESS-NLS 共同運営委員会、および各ソサイエティ運営委員会
2. ESS サブソ・研専会議
3. 各ソサイエティ大会委員会
4. 各ソサイエティ編集会議

5. 基礎・境界ソサイエティ和文論文誌編集委員会
6. 基礎・境界ソサイエティ英文論文誌編集委員会
7. NOLTA 編集委員会
8. 基礎・境界ソサイエティ誌編集委員会
9. その他、ESS-NLS 共同運営委員会、および、各ソサイエティ運営委員会にて承認された会議等。  
但し、各ソサイエティを代表する者に限る。

第 5 条 第 3 条に基づき ESS に旅費支給を申請できる者は、第 4 条により定められた対象会議等の正規委員・メンバーとする。オブザーバー資格にて出席する者には申請資格を認めない。

#### 第 4 章 申請方法・支給手続き

第 6 条 第 5 条に基づき ESS に旅費支給を申請する者（以下申請者と称す）は、原則として 3 週間前までに ESS 会計幹事に次の情報を添えて申請する。

1. 氏名
2. 勤務地ならびに居住地
3. 出席予定の対象会議等の会場ならびに開催日時
4. 出席予定の対象会議等における身分
5. 勤務地または居住地から対象会議等開催地までの時間的・経済的に合理的な交通手段による往復交通費
6. 旅費振込希望銀行口座（銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）
7. 自費で旅費を負担せざるを得ない状況であることについての説明

第 7 条 第 6 条に基づき申請が出された場合、ESS 会計幹事は申請内容ならびに ESS 予算執行状況の確認、ならびに申請者が出席予定の対象会議等の長等関係者との合議の上、速やかに旅費支給の是非ならびに支給金額を決定し、申請者ならびに関係者に通知・実施する。このとき、ESS 会計幹事は ESS 予算執行状況に基づき旅費の不支給または減額をすることができる。

第 8 条 ESS 会計幹事は第 7 条に基づく決定・実施を直近の ESS-NLS 共同運営委員会に報告する。

## 第 5 章 その他

第 9 条 本規程の変更は、ESS-NLS 共同運営委員会の承認を得るものとする。

第 10 条 本規程の 2019 年 4 月 25 日改正は、2019 年 6 月 6 日から施行する。

### 附則

1. 第 7 条に基づく旅費支給金額の上限は第 6 条 5. とし、宿泊費ならびに日当は支給しない。
2. 第 6 条 5. にいう「勤務地または居住地から対象会議等開催地までの時間的・経済的に合理的な交通手段による往復交通費」とは、申請時点で利用可能な航空各社の事前購入割引運賃を含む。また、タクシー利用費用、鉄道各社グリーン料金、ならびに航空各社エコノミー席以外の利用による追加料金は認めない。
3. 第 4 条に定められた対象会議等の長は、第 5 条に基づき ESS に旅費支給を希望する者の有無を事前に調査し、ESS 会計幹事が ESS 予算案に計上できるよう努力する。